

勝山市橋梁定期点検業務委託特記仕様書

勝山市

特記仕様書

業 務 名：勝山市橋梁定期点検業務委託

業務場所：市内一円

第1条 本特記仕様書は、『設計業務等共通仕様書 福井県土木部』（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で本委託に適用する。

なお、本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 本業務は、ウィークリースタンス実施対象業務とする。

実施にあたっては、契約後に勝山市と受注者は下記取組について共有するものとする。

1. 休日作業を前提とするような依頼をしない。
2. 昼休みや17時以降に打合せを行わない。
3. 勤務時間外に依頼を行わない。
4. その他受発注者で合意した事項
実施についての報告は不要とする。

第3条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

第4条 管理技術者

管理技術者は共通仕様書の定めその他、技術士およびRCCMについては下記に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- ① 技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）
- ② 技術士（総合技術監理部門：建設一般並びに鋼構造物及びコンクリート）
- ③ RCCM（鋼構造物及びコンクリート）

管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、監督職員と協議を行うものとする。

第5条 業務計画書

受注者は契約後速やかに、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、業務計画書を監督職員へ提出すること。

なお、次の事項を必ず記載すること。

- ①安全管理計画
- ②関連資料の貸与請求一覧表

また、現地踏査の結果により、内容に変更が生じた場合は変更業務計画書を、その都度提出するものとする。

第6条 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものによるものとする。

- ① 道路橋定期点検要領（技術的助言）（令和6年3月 国土交通省 道路局）
- ② 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）
- ③ 福井県橋梁定期点検マニュアル（令和7年3月 福井県土木部）（以下、「点検マニュアル」という）

その他に、本業務の参考となる最新の基準・指針等がある場合には参照すること。

第7条 作業区分

本作業の作業区分は次頁によるものとする。

作業区分：昼間作業 施工区分：現場作業

ただし、現場条件により作業区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

本業務は橋梁の損傷および変状を早期に発見し、安全で円滑な交通を確保するための橋梁等の道路構造物に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料（劣化予測）を得るために、点検マニュアルに基づき、近接目視により詳細な変状を確認し健全性の診断を行う。また、本業務により把握された損傷内容を考察することにより、今後の橋梁の維持管理における対策手法に関するコメント（予防的保全・事後的保全・架替の必要性、および対策方法や概算工事費）を作成すること。

第9条 対象橋梁

本業務の対象となる橋梁名等は、別紙一覧表のとおりとする。なお、現地踏査の結果等により対象橋梁の変更を要する場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第10条 現地調査

橋梁の点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。

なお、現地の状況（排水桝または支承周辺の土詰まり等）により点検作業に支障がある場合は、監督職員に報告し速やかにこれを除去するものとする。

また、足場設置の要否や設置計画に必要な情報を現地踏査時に確認し、点検方法や使用機材が変更となる場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 11 条 点検支援技術技術（新技術）の活用検討資料の作成

受注者は、現地調査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえ、点検マニュアル（p10～12）に基づき、点検対象施設毎に新技術の活用検討を行い、その検討結果を発注者に提出・協議し、点検対象施設毎に点検方法を決定するものとする。

第 12 条 実施計画書の作成

第 11 条による検討・協議結果を踏まえ、実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。なお、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①業務内容 | ⑦仮設備計画（足場等） |
| ②対象橋梁位置図 | ⑧使用機械・器具（新技術を含む） |
| ③現地踏査の調査記録 | ⑨安全管理計画（交通規制含む） |
| ④業務実施方針 | ⑩環境対策（環境配慮ガイドライン等による） |
| ⑤実施体制 | ⑪連絡体制（緊急時含む） |
| ⑥実施行程表 | ⑫その他、監督職員が必要と定めたもの |

第 13 条 点検員等

本業務を実施する者は、橋梁に関して十分な知識と経験を有する者もしくは、前述と同等の能力を有すると発注者が認めた者とする。

なお、点検実施する者に必要な要件及び作業内容は次のとおりとする。

- ①点検作業班を統括し安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。
- ②損傷状況の把握を行うのに必要な以下の資格要件のいずれかに該当する者とする。
 - ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有する
 - ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
 - ・道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有する※相応の資格とは、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）および、国が定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」（最新版）に登録された資格を対象とする。

第 14 条 橋梁点検

1. 定期点検

本業務実施に際しては、下記の項目について点検及び資料の作成を行うこと。

（1）近接目視点検

高所作業車および橋梁点検車等を利用し、部材に近接し目視点検を行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査を併用して点検を行うものとし、点検にあたっては橋梁形式等を勘案して点検することとする。

①打音検査

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で濁音等の異常音が認められた場合

には、チョークにてマーキングを行う。

また、マーキングされた浮き・剥離箇所に対しては所定の石刃ハンマで出来る限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、その後の処理方法については、浮き・剥離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造安全性が損なわれるおそれのある場合も含め、監督職員と協議するものとする。

②非破壊検査の採用

非破壊検査(赤外線サーモグラフィー法等)方法の採用にあたっては、監督職員と協議するものとする。

③道路橋毎の健全性の診断

健全性の診断結果の分類としては、下表の区分にて分類・評価することとする。

判 定 区 分

区 分		状 態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

なお、点検を行う際に架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 定期点検結果の記録

点検結果を基に点検マニュアルに定める点検調書を作成するものとする。

(3) 応急対応（道路利用者および第三者被害予防措置）

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督職員および土木事務所（発注機関）に報告し、その指示に従うものとする。

(4) 橋梁台帳の補完

必要に応じて橋梁台帳の記載事項の補完をするために現地計測を行うこと。

第 15 条 健全性の診断

本業務により診断された部材単位毎、橋梁毎（全体）の健全性を考察することにより、今後の橋梁の維持管理における対策手法に関するコメント（予防的保全・事後的保全・架替の必要性、および対策方法や概算工事費）を作成すること。

第16条 点検表の作成

1. 定期点検を実施した橋梁について、点検マニュアルに基づき健全性の診断結果（部材単位毎、橋梁毎）ならびに措置の内容等の記録を行う。
2. 点検表は橋梁毎に作成後、内容を照査して監督職員に提出すること。

第3章 その他

第17条 報告書

本業務は電子納品対象業務とし、報告書は定期点検結果を基に各定期点検要領にて定める健全性の診断結果や点検表ならびに、前項までの結果を簡潔に判り易い内容にて作成しとりまとめるものとし、その他については共通仕様書によるものとする。

第18条 判定会議

健全性の診断結果等の報告について、発注者が主催する判定会議に出席すること。

第19条 電子納品

成果品の提出については共通仕様書によるほか、下記のとおりとする。

CD-R（またはDVD-R） 2部【正副】

（「電子納品の手引き（福井県版）」に基づいて作成した電子データとする）

なお、成果品は全て受注者側の社内決裁を得たものとし、成果品納入時に原図等一式を添えて監督職員に提出すること。

電子成果品の提出については、電子納品チェックシステムによるエラーチェックを行い、エラー等を修正した後にウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第20条 土地への立ち入り等

1. 現地踏査および現地点検を実施する場合、点検員（点検補助員）の内1人は、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたること。
2. 身分証明書については、土地等の所有者、その他関係者からの請求があった時は、これを提示すること。
3. 点検業務の実施に伴う植物の伐採、垣・柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損害について受注者の負担とする。

第21条 打合せ協議

打合せ協議は、下記のとおり計4回行うものとする。また、業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後、速やかに提出するものとする。

業務着手時：1回 中間打合せ時：2回 成果品納入時：1回

中間打合せは監督職員と協議の上、回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は、業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第 22 条 関係機関等との協議

1. 道路交通法第 80 条関係の手続きについては勝山市建設課と調整を図ること
2. 河川協議（調査届出）が必要となる場合は、協議資料を作成すること。
3. 点検の実施に係る上記以外の手続き等が発生した場合は、速やかに監督職員に連絡し、その指示によらなければならない。

第 23 条 貸与資料

本業務において必要となる下記の既存資料については、監督職員と協議のうえ、書面にて通知し承認を得た後に貸与されるものとする。但し、資料の貸与を受ける際には、借用書（様式自由）を監督職員に提出すること。

1. 過年度の定期点検業務成果品、調査・補修設計業務成果品、橋梁完成図書
2. その他業務履行上に必要な発注者の所有する資料

第 24 条 安全管理

受注者は、交通状況に則した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めなければならない。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、直ちに監督職員へ報告し、受注者の責任において措置を講ずるものとする。

第 25 条 交通誘導警備員の有資格

本業務に配置する交通誘導警備員は、福井県公安委員会が指定する路線については、警備等の検定等に関する規則に基づき交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置すること。また、受注者は交通誘導員警備検定合格証（写し）を事前に監督職員へ提出すること。その他の路線についてはその限りではない。

第 26 条 沿道対応

本業務の実施中に、沿道の住民および道路利用者等より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応すると共に、その結果を監督職員に報告すること。

第 27 条 点検記録様式

定期点検に使用する記録様式については、点検マニュアルの点検表記録様式のとおりとする。

第 28 条 その他

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

成果品納入（完了検査終了）後であっても、成果品について不備または不明瞭な点等が生じた場合は、誠意をもってこれに対処すること。また、受注者側の過誤および発注者側の指示による軽微な修正に要する費用は無償とする。

本業務の履行に際し、監督職員と常時連絡等の速やかな対応が行えるようにすること。